

○ 上ノ国町予定価格の事前公表実施要綱

平成20年3月27日  
要綱第581号

上ノ国町予定価格の事前公表実施要綱（上ノ国町要綱第359号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、競争入札及び契約手続の透明性及び公平性を高め、これらの手続に対する不正な関与の防止を図るため、工事及び設計、測量、地質調査、その他の工事に係る委託業務に係る予定価格について、入札執行前の公表（以下「事前公表」という。）を実施することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象工事等）

第2条 予定価格の事前公表は、競争入札に付するもので、工事及び設計、測量、地質調査その他の工事に係る委託業務（以下「工事等」という。）を対象とする。

（公表の方法及び時期）

第3条

（1） 一般競争入札

上ノ国町財務規則（以下「財務規則」という。）第78条第1項の規定による公告において、当該入札の予定価格を記載することにより公表するものとする。

（2） 指名競争入札

財務規則第92条第3項の規定によるの通知において、当該入札の予定価格を記載して指名する者に通知することにより公表するものとする。

（3） 公表の時期の取扱い

（1）及び（2）の公表については、財務規則第83条第4項及び第94条第1項の規定による予定価格調書の作成後に行うものとする。

（4） 予定価格調書の取扱い

最低制限価格制度に基づく最低制限価格が設定されている場合は、価格が事前公表の対象とされていないことから、財務規則第83条第5項（財務規則第93条において準用する場合を含む。）の規定により封書にし、適切な方法で保管するものとする。

（最低制限価格の事後公表）

第4条 財務規則第84条第1項及び第2項（財務規則第93条において準用する場合を含む。）の規定により設定した最低制限価格は、入札執行後に公表するものとする。

（入札手続等の留意事項）

## 第5条

- (1) 入札者が一人しかいない場合、入札を中止するものとする。
- (2) 入札回数は1回とし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167の8第3項（政令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定による再度の入札は行わないものとする。
- (3) 入札者が一人もいない場合は、入札を中止するものとし、この場合にあつては、政令167条の2第1項第8号による随意契約は行わないものとする。
- (4) 予定価格を超える入札は、無効の扱いとしないものとする。
- (5) (1) から (2) の事項については、その旨を入札の公告又は指名通知において明らかにするものとする。

## 附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。